

監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成20年7月28日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	橋 本	幸 夫
同	高 野	新 一

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成20年6月30日（月）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

監査の実施に先立ち、平成19年度決算報告にあたり経営コストを分析・削減することにより利益を追求していかなければならない等自治体病院のあり方について講評した。

監査においては、市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、行政財産使用許可において、その一部に衛生面には特に配慮するように指導があった。

また、年々増加傾向にある未収金については、支払い窓口の拡大を図る等今後もより一層回収に努められたい。

5 予算執行状況

市立敦賀病院の予算執行状況は別表1～1③のとおりである。（別表省略）